

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年9月15日（令和5年（行情）諮問第819号ないし同第821号）

答申日：令和6年10月18日（令和6年度（行情）答申第491号ないし同第493号）

事件名：日米共同行動の基本・前提に関する文書の一部開示決定に関する件
日米共同行動の基本・前提のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
日米共同行動の基本・前提のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月24日付け防官文第5058号、同年5月27日付け防官文第10215号、同年8月19日付け防官文第15897号並びに令和5年6月14日付け防官文第12742号、同第12743号及び同第12744号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1及び審査請求書3（原処分1及び原処分3について）

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）」

をすること」を求めるものである。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 上記（1）アと同旨。

エ 上記（1）イと同旨。

オ 上記（1）ウと同旨。

(3) 審査請求書4（原処分4について）

ア 上記（2）アと同旨。

イ 上記（2）イと同旨。

ウ 上記（1）アと同旨。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 上記（1）ウと同旨。

(4) 審査請求書5及び審査請求書6（原処分5及び原処分6について）

ア 上記（2）アと同旨。

イ 上記（2）イと同旨。

ウ 上記（1）アと同旨。

エ 上記（3）エと同旨。

オ 上記（1）ウと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(1)に掲げる各文書(以下、併せて「本件対象文書1」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年3月24日付け防官文第5058号により、本件対象文書1のうち、別紙の2に掲げる(1)アの文書について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和5年6月14日付け防官文第12742号により、本件対象文書1のうち、別紙の2に掲げる(1)イないしオについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分5について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(2)に掲げる各文書(以下、併せて「本件対象文書2」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月27日付け防官文第10215号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる(2)アの文書について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分2)を行った後、令和5年6月14日付け防官文第12743号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる(2)イないしオについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分5)を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分6について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(3)に掲げる各文書(以下、併せて「本件対象文書3」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年8月19日付け防官文第15897号により、本件対象文書3のうち、別紙の2に掲げる(3)アの文書について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分3)を行った後、令和5年6月14日付け防官文第12744号により、本件対象文書3のうち、別紙の2に掲げる(3)イないしオについて、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分6)を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分4について

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

ウ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開

示としたものであり，その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は，「不開示処分の対象部分の特定を求める」として，不開示箇所の具体的な特定を求めるが，原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており，当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は，「文書の特定に漏れがないか確認を求める」として，原処分を行うに当たって，本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり，また，本件審査請求を受け，念のため，関係部署において，本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行ったが，本件対象文書が全てであることを確認した。

キ 以上のことから，審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分5について

ア 上記3(1)エと同旨。

イ 上記3(1)オと同旨。

ウ 上記3(1)アと同旨。

エ 上記3(1)イと同旨。

オ 上記3(1)ウと同旨。

カ 上記3(1)カと同旨。

キ 上記3(1)キと同旨。

(3) 原処分3及び原処分6について

アないしキ 上記3(1)アないしキのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 令和5年9月15日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第819号ないし同第821号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月27日 審議（同上）
- ④ 令和6年9月18日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年10月11日 令和5年（行情）諮問第819号ないし同第821号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、処分庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、別紙の2に掲げる各文書であるところ、本件各開示請求について、原処分1及び原処分4に係る行政文書開示請求書には、「日米共同行動の基本・前提」及び「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、これらの文書に記載のある「日米共同行動の基本・前提」の開示を求めているものと解し、また、「基本・前提」の一部の開示を求めていると解される原処分2及び原処分5並びに原処分3及び原処分6に係る各行政文書開示請求書の記載を踏まえ、本件対象文書を特定したものである。

イ 本件対象文書は、陸上自衛隊幹部学校（現在は組織改編により陸上自衛隊教育訓練研究本部）において作成した文書であり、陸上自衛隊教育訓練研究本部において、調査研究の成果として保有しているものである。

ウ 本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

エ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、執務室内の書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書には手書きの部分やスタンプが認められ、上記第3(1)アの諮問庁の説明のとおり、本件対象文書は紙媒体であることがうかがわれる上、上記(1)ウの保管状況及び上記(1)エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、我が国に対する武力攻撃等が行われた際、日米安全保障条約5条の規定に基づき日米両国が共同対処することに

関する我が国の情勢認識とその評価，諸外国の状況及びその評価並びにこれを踏まえた今後の防衛体制の構想等，陸上自衛隊の防衛力整備に係る研究の内容が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

不開示部分のうち，別表 2 に掲げる部分を除く部分については，これを公にすることにより，我が国の防衛力の現状及び将来構想等が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法 5 条 3 号に該当し，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，別表 2 に掲げる部分については，原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容であり，これを公にしたとしても，我が国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから，当該部分は，法 5 条 3 号に該当せず，開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分のうち，別表 2 に掲げる部分を除く部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表 2 に掲げる部分は，同号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

日米共同行動の基本・前提。【裏面をご参照下さい（略）】

(2) 本件請求文書 2

日米共同行動の基本・前提のうち防官文第5058号（2022. 1. 25一本本B2332）で残りの部分とされた全て、及び当該研究のフォローアップ作業に関して行政文書ファイルに綴られた文書のすべて。＊「フォローアップ作業」の意味は、「人事関係施策等検討会議」（URL略）概要の「目的」に掲載されているものと同じ。

(3) 本件請求文書 3

日米共同行動の基本・前提のうち防官文第10215号（2022. 3. 31一本本B3000）で残りの部分とされた全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書 1

- ア 日米共同行動の基本（基礎資料） 第7研究室（表紙のみ。）
- イ 日米共同行動の基本（基礎資料） 第7研究室（表紙を除く。）
- ウ 日米共同行動の前提・・・米国特に米地上軍の来援を確実にするための方策
- エ 日米共同行動の前提 第7研究室
- オ 日米共同行動の基本（HNS及びPOMCUS） 1. 7. 24 第7研究室

(2) 本件対象文書 2

- ア 日米共同行動の前提 第7研究室（表紙のみ。）
- イ 日米共同行動の基本（基礎資料） 第7研究室（表紙を除く。）
- ウ 日米共同行動の前提・・・米国特に米地上軍の来援を確実にするための方策
- エ 日米共同行動の前提 第7研究室（表紙を除く。）
- オ 日米共同行動の基本（HNS及びPOMCUS） 1. 7. 24 第7研究室

(3) 本件対象文書 3

- ア 日米共同行動の基本（HNS及びPOMCUS） 1. 7. 24 第7研究室（表紙のみ。）
- イ 日米共同行動の基本（基礎資料） 第7研究室（表紙を除く。）
- ウ 日米共同行動の前提・・・米国特に米地上軍の来援を確実にするための方策

エ 日米共同行動の前提 第7研究室（表紙を除く。）

オ 日米共同行動の基本（HNS及びPOMCUS） 1. 7. 24 第
7研究室（表紙を除く。）

別表 1 (原処分において不開示とした理由及び部分)

| 本件対象文書 | | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 | |
|--|--|------------------------------|---|---|
| 本件対象文書 1 | 原処分 1 | 別紙の 2 (1) ア に掲げる 文書 | なし | |
| | 原処分 4 | 別紙の 2 (1) イ に掲げる 文書 | 1 枚目, 4 1 枚目, 6 5 枚 目, 7 0 枚目, 9 5 枚目及 び 1 5 0 枚目のそれぞれ一 部 | 防衛省・自衛隊の防衛力 の整備に資するための諸 研究に係る情報であり, これを公にすることによ り, 我が国の防衛力の現 状が推察され, 防衛省・ 自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし, ひ いては我が国の安全に害 するおそれがあることか ら, 法 5 条 3 号に該当す るため不開示とした。 |
| | | | 2 枚目から 4 0 枚目まで, 4 7 枚目から 6 4 枚目ま で, 7 1 枚目から 7 4 枚目 まで, 7 6 枚目から 9 3 枚 目まで, 9 6 枚目から 1 4 6 枚目まで, 1 5 1 枚目か ら 1 5 5 枚目まで及び 1 6 0 枚目のそれぞれページ番 号を除く全て | |
| | | 別紙の 2 (1) ウ に掲げる 文書 | 1 枚目の一部 | |
| | | | 2 枚目から 1 5 枚目まで, 4 0 枚目から 4 3 枚目まで 及び 4 6 枚目から 5 2 枚目 までのそれぞれ全て | |
| | | 別紙の 2 (1) エ に掲げる 文書 | 2 枚目, 8 枚目及び 2 9 枚 目のそれぞれ一部 | |
| 3 枚目から 7 枚目まで, 9 枚目から 1 2 枚目まで, 1 4 枚目から 2 8 枚目まで, 3 0 枚目から 4 9 枚目まで 及び 7 4 枚目から 7 7 枚目 までのそれぞれページ番号 を除く全て | | | | |
| 別紙の 2 (1) オ に掲げる 文書 | 2 枚目の一部 | | | |
| | 3 枚目から 1 9 枚目までの それぞれページ番号を除く 全て | | | |

| | | | | |
|---------|------|----------------------------|---|---|
| 本件対象文書2 | 原処分2 | 別紙の2 (2)ア に掲げる 文書 | なし | なし |
| | 原処分5 | 別紙の2 (2)イ に掲げる 文書 | 1枚目, 41枚目, 65枚 目, 70枚目, 95枚目及 び150枚目のそれぞれ一 部 | 防衛省・自衛隊の防衛力 の整備に資するための諸 研究に係る情報であり, これを公にすることによ り, 我が国の防衛力の現 状が推察され, 防衛省・ 自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし, ひ いては我が国の安全に害 するおそれがあることか ら, 法5条3号に該当す るため不開示とした。 |
| | | | 2枚目から40枚目まで, 47枚目から64枚目ま で, 71枚目から74枚目 まで, 76枚目から93枚 目まで, 96枚目から14 6枚目まで, 151枚目か ら155枚目まで及び16 0枚目のそれぞれページ番 号を除く全て | |
| | | 別紙の2 (2)ウ に掲げる 文書 | 1枚目の一部 | |
| | | | 2枚目から15枚目まで, 40枚目から43枚目まで 及び46枚目から52枚目 までのそれぞれ全て | |
| | | 別紙の2 (2)エ に掲げる 文書 | 1枚目, 7枚目及び28枚 目のそれぞれ一部 | |
| | | | 2枚目から6枚目まで, 8 枚目から11枚目まで, 1 3枚目から27枚目まで, 29枚目から48枚目まで 及び73枚目から76枚目 までのそれぞれページ番号 を除く全て | |
| | | 別紙の2 (2)オ に掲げる 文書 | 2枚目の一部 | |
| | | | 3枚目から19枚目までの それぞれページ番号を除く 全て | |

| | | | | |
|--|----------------------------|----------------------------|--|--|
| 本件対象文書3 | 原処分3 | 別紙の2 (3)ア に掲げる 文書 | なし | なし |
| | 原処分6 | 別紙の2 (3)イ に掲げる 文書 | 1枚目, 41枚目, 65枚目, 70枚目, 95枚目及び150枚目のそれぞれ一部 | 防衛省・自衛隊の防衛力の整備に資するための諸研究に係る情報であり, これを公にすることにより, 我が国の防衛力の現状が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全に害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| | | | 2枚目から40枚目まで, 47枚目から64枚目まで, 71枚目から74枚目まで, 76枚目から93枚目まで, 96枚目から146枚目まで, 151枚目から155枚目まで及び160枚目のそれぞれページ番号を除く全て | |
| | | 別紙の2 (3)ウ に掲げる 文書 | 1枚目の一部 | |
| | | | 2枚目から15枚目まで, 40枚目から43枚目まで及び46枚目から52枚目までのそれぞれ全て | |
| | | 別紙の2 (3)エ に掲げる 文書 | 1枚目, 7枚目及び28枚目のそれぞれ一部 | |
| 2枚目から6枚目まで, 8枚目から11枚目まで, 13枚目から27枚目まで, 29枚目から48枚目まで及び73枚目から76枚目までのそれぞれページ番号を除く全て | | | | |
| 別紙の2 (3)オ に掲げる 文書 | 1枚目の一部 | | | |
| | 2枚目から18枚目までのそれぞれページ番号を除く全て | | | |

※当審査会事務局において整理した。

別表 2 (開示すべき部分)

| 本件対象 文書 | 枚目 | 開示すべき部分 |
|------------------------------|-----------------|--|
| 別紙の 2 (1) ウ に掲げる 文書 | 1 1 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 4 1 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| 別紙の 2 (1) エ に掲げる 文書 | 3 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 7 枚目 | 1 行目及び 2 行目のそれぞれ左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 9 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 1 4 枚目 | 1 行目及び 2 行目のそれぞれ左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 1 7 枚目 | 1 行目及び 2 行目のそれぞれ左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 1 8 枚目 | 1 2 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 2 1 枚目 | 1 3 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 2 6 枚目 | 3 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 2 8 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 2 9 枚目 | 1 3 行目の不開示部分全て |
| | 3 0 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 3 8 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 4 5 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 7 5 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| 別紙の 2 (1) オ に掲げる 文書 | 5 枚目ないし 1 1 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目及び 2 文字目の不開示部分 |
| | 1 3 枚目及び 1 4 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目及び 2 文字目の不開示部分 |
| | 1 7 枚目及び 1 8 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目及び 2 文字目の不開示部分 |
| 別紙の 2 (2) ウ | 1 1 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |
| | 4 1 枚目 | 1 行目の左から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分 |

| | | |
|----------------------------|------------|-----------------------------------|
| に掲げる 文書 | | |
| 別紙の2 (2)エ に掲げる 文書 | 2枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 6枚目 | 1行目及び2行目のそれぞれ左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 8枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 13枚目 | 1行目及び2行目のそれぞれ左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 16枚目 | 1行目及び2行目のそれぞれ左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 17枚目 | 12行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 20枚目 | 13行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 25枚目 | 3行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 27枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 28枚目 | 13行目の不開示部分全て |
| | 29枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 37枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 44枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 74枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| 別紙の2 (2)オ に掲げる 文書 | 5枚目ないし11枚目 | 1行目の左から1文字目及び2文字目の不開示部分 |
| | 13枚目及び14枚目 | 1行目の左から1文字目及び2文字目の不開示部分 |
| | 17枚目及び18枚目 | 1行目の左から1文字目及び2文字目の不開示部分 |
| 別紙の2 (3)ウ に掲げる 文書 | 11枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 41枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| 別紙の2 (3)エ に掲げる | 2枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 6枚目 | 1行目及び2行目のそれぞれ左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |

| | | |
|----------------------------|------------|-----------------------------------|
| 文書 | 8枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 13枚目 | 1行目及び2行目のそれぞれ左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 16枚目 | 1行目及び2行目のそれぞれ左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 17枚目 | 12行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 20枚目 | 13行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 25枚目 | 3行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 27枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 28枚目 | 13行目の不開示部分全て |
| | 29枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 37枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 44枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| | 74枚目 | 1行目の左から1文字目ないし3文字目の不開示部分 |
| 別紙の2 (3)オ に掲げる 文書 | 4枚目ないし10枚目 | 1行目の左から1文字目及び2文字目の不開示部分 |
| | 12枚目及び13枚目 | 1行目の左から1文字目及び2文字目の不開示部分 |
| | 16枚目及び17枚目 | 1行目の左から1文字目及び2文字目の不開示部分 |

(注) 文字数の数え方については、句読点も1文字として数え、空白は数えない。